

要望事項 (優先順位 3)

公衆トイレの設置について

要 旨

近年、登山者の増加により、多くの方が当地域に来るようになりました。公衆トイレがないため、各バス停近くの近隣敷地内や道路脇においてするケースが多発していて、迷惑しています。

また、これまで使用していた堰源集会所の観光トイレが耐震構造の不足から、使用禁止となり、さらに状況が悪化しています。それに加えて、松上げの実施においては、年々増える観光客のために毎年12万円ものお金を使って地元が仮設トイレを設置しています。このような状況を御理解のうえ、早期に公衆トイレの設置をお願いします。

回 答**(環境政策局)**

公衆便所の新設に関しましては、観光客が多い地域も含め、市内各地から多数の要望が寄せられておりますが、既設の公衆トイレの維持管理や老朽箇所の改修に多額の経費がかかっております。

昨年度も回答させていただいており、本市の極めて厳しい財政状況を踏まえると、貴学区からの御要望にお応えするのは困難な状況です。

なお、観光客向けのトイレが必要な場所にある民間施設のトイレを「観光トイレ」として観光客や市民の皆様に開放していただく「観光トイレ制度」に関しましては、平成27年7月から制度内容の充実を図りました。

トイレの維持管理費用への助成額を1箇所につき年間上限50万円に拡充するとともに、トイレの新築、洋式便器化等の改修についても、工事費用の2分の1、かつ、200万円を上限に助成する制度を創設しましたので、ぜひ当制度の活用を御検討いただければと存じます。